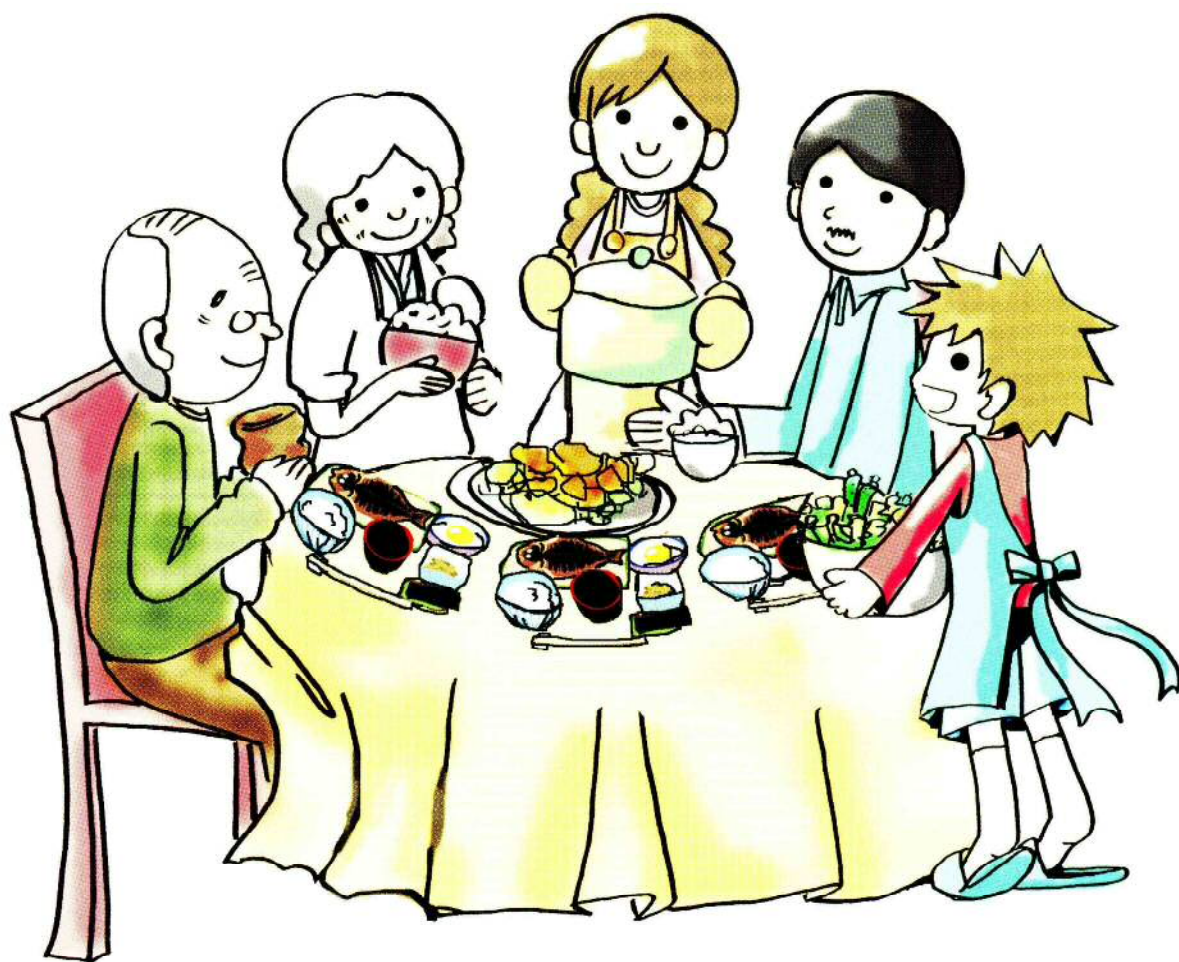


ところもあったが!おいしいごはん

川崎市食育推進計画



川 崎 市

はじめに

「食」は、私たちが生きていくための基本と言えます。

市民の皆さまが、生涯にわたり健康で人間性豊かに生きていくためには、健全な食生活を実践し続けることが重要となります。

近年、食生活が豊かになった反面、食を取り巻く環境の変化などを背景に、不規則な食事等による生活習慣病が増加し、何よりも食の大切さに対する意識の低下や食への感謝の念の希薄化が見られます。

これらの現状をふまえ、国は平成17年7月に食育を国民運動として推進するため「食育基本法」を施行、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定しました。

川崎市におきましては、国の動きを受けて、平成19年3月に「川崎市食育推進会議条例」を制定し、このたび「川崎市食育推進計画～こころもあったか！おいしいごはん」を策定いたしました。

本計画は、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する能力を養い、健全な食生活を実践していけるよう、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進していくものです。

本市における「かわさきらしい食育」の推進は、若い世代が多いという特徴を生かし、食を通して子どもたちが健全な心とからだを培う「こころ育ち」を目指すことを重点に考えていきたいと思っております。

終わりに、計画の策定にあたり、積極的に御審議をいただきました「川崎市食育推進会議」の委員の皆さまをはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。



平成20年3月

川崎市長 阿部孝夫

川崎市食育推進計画 目次

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨	2
II 計画の位置づけ	3
III 計画の進捗管理と評価	3
【コラム】知っていますか？ 食育の語源	5

第2章 川崎市の食の現状

I 食をめぐる問題	8
【コラム】海外の食育事情	15

第3章 食育推進のための基本的な方針について

I 食育推進の基本理念	18
II 食育推進の視点と目標	18

第4章 具体的な施策の展開

I 家庭における食育の推進	22
II 学校・幼稚園・保育園における食育の推進	24
III 地域における食生活改善のための取組みの推進	27
IV 食育推進運動の推進	30
V 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農業の活性化等	33
VI 食文化の伝承のための活動への支援と国際交流の推進	36
VII 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供	38
【コラム】知っていますか？かわさきの農産物ブランド	39

参考資料

用語解説	42
食育の推進に関する主な計画	46
食育の推進に関する事業	50
川崎市食育推進会議条例	53
川崎市食育推進会議・川崎市食育推進会議部会委員名簿	54
川崎市食育推進計画策定経過	56
川崎市食育推進検討会設置要綱	57
食育基本法	58
食育推進基本計画の概要	66

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

「食」は、私たちが生きていくために欠かせないものです。

近年、私たちの食生活は豊かになった反面、核家族化や家族の多様化、社会環境の変化、食の情報氾濫など、食を取り巻く環境の変化などを背景に、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のやせ志向等の健康問題のほか、食の安全上の問題、食の海外への依存、伝統的食文化の喪失など、食に関わる様々な問題が生じ、食に対する意識、食への感謝の念や理解が薄れ、食の大切さに対する意識が希薄になってきています。

国は、平成17年7月に「食育基本法」を施行、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育に取り組んでいくことを推進しています。

本市においては、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の「市民が主体の健康づくりへの支援」に食育を位置づけ、市民の一人ひとりが食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、国の「食育基本法」及び「食育推進基本計画」を基本として、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野において、すべての年代の市民に食育を推進するため、本市の区域における特性を生かした「川崎市食育推進計画」を策定します。

食育とは・・・

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こととされています。

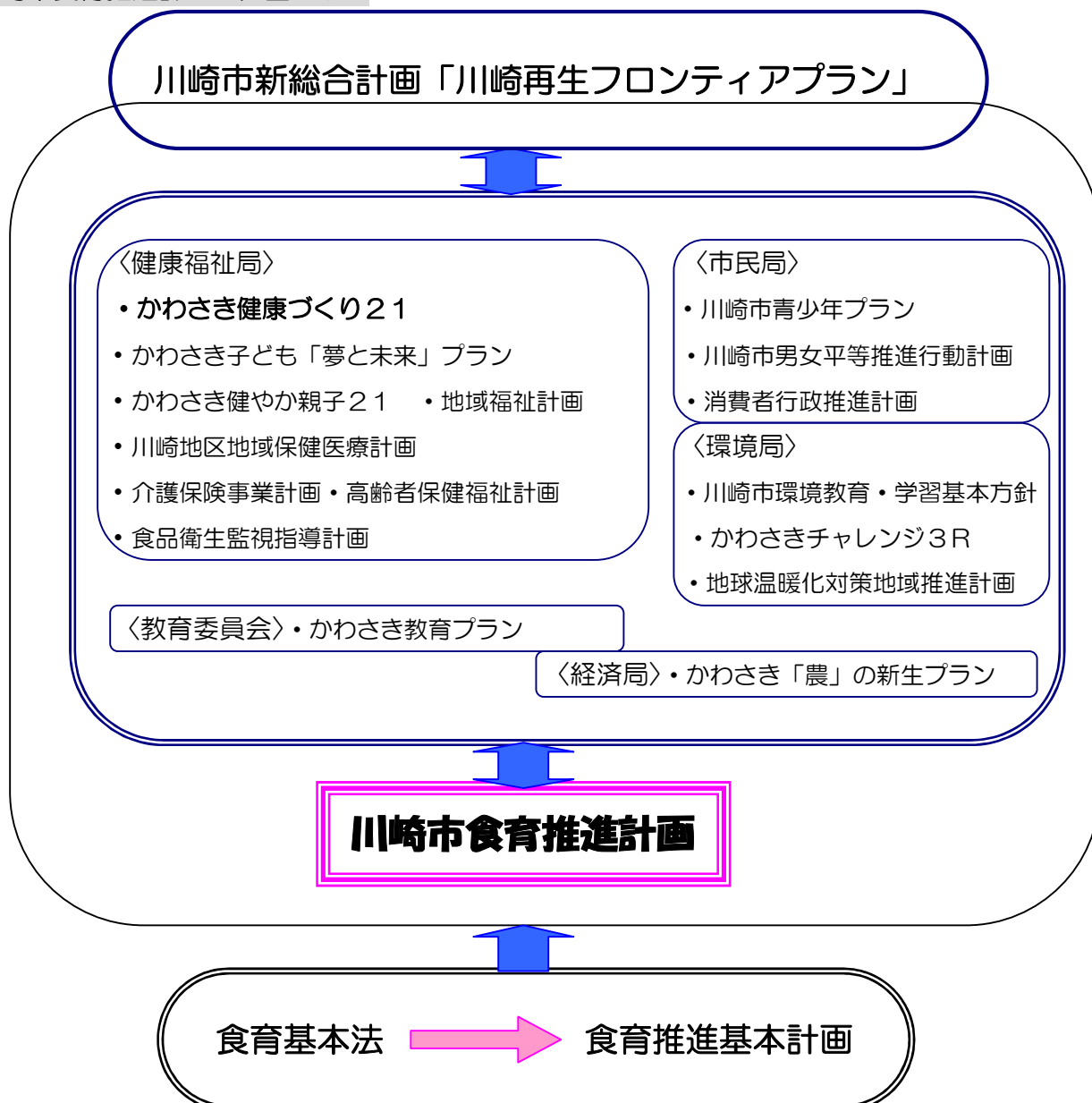
（食育基本法前文より）

Ⅱ 計画の位置づけ

この計画は、「食育基本法」の目的・基本理念をふまえ、同法第18条第1項に定める市町村食育推進計画として、すべての食育関係者（行政、教育、生産者、関連事業者等）ならびに市民がそれぞれの役割に応じて連携しながら食育を推進するための基本指針とします。

また、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」をはじめとする本市の関係計画等と調和を図りながら実施するものとします。

川崎市食育推進計画の位置づけ



Ⅲ 計画の進捗管理と評価

この計画をより実効性のあるものにするために、「川崎市食育推進会議」において協議を行いながら、平成22年度には、市民健康づくり実態調査等の結果により、計画の達成状況を把握し、さらに効果的な食育の推進を図ります。

なお、この計画は必要に応じて見直します。

川崎市における食育の推進

食育に取り組もう

朝ごはんを食べよう

広めよう食事バ

ダイガスラバ

食に関する情報提供

食育推進会議
区食育分科会

行政

主食

副菜

主菜

牛乳

果物

食育推進計画

麻生区

宮前区

高津区

中原区

幸区

川崎区

多摩区

知っていますか？

食育の語源

「食育」という言葉はいつ頃から使われ始めたのでしょうか。これについては明治時代の2冊の書籍が挙げられています。

一冊目は、明治31年（1898年）に初版が発行された石塚左玄著「食物養生法」です。同書においては、「食能（よ）く人を健にし弱にし、食能く人を聖にし暴にし、食能く人を雅にし俗にするのみならず、食能く人の心を軟化して質素静粛に勤勉し、食能く人の心を硬化して華美喧噪に断行するに至る」と述べるなど、食が人に及ぼす影響が大きいことを強調しています。さらに「嗚呼何ぞ学童を有する都会魚塩地の居住民は殊に家訓を厳にして躰育智育才育は即ち食育なりと觀念せざるや」（学童を養育する人々は、その家訓を厳しくして、体育、智育、才育はすなわち食育のあると考えるべきであるとの大意）とし、体育、智育、才育の基本となるものとして「食育」の重要性を述べています。

もう1冊は、明治39年（1903年）に初版が発行された村井弦齋著「食道楽」です。同書においても、登場人物の会話の中で「智育と体育と徳育の三つは蛋白質と脂肪と澱粉のように程や加減を測って配合しなければならん。しかし先ず智育よりも体育よりも一番大切な食育の事を研究しないのは迂闊の至りだ」と述べており、智育よりも体育よりも「食育」が大切ではないかと指摘しています。

しかしながら、その後暫くの間「食育」という言葉が世間で広く使われることはなかったようです。

平成18年版 食育白書より

